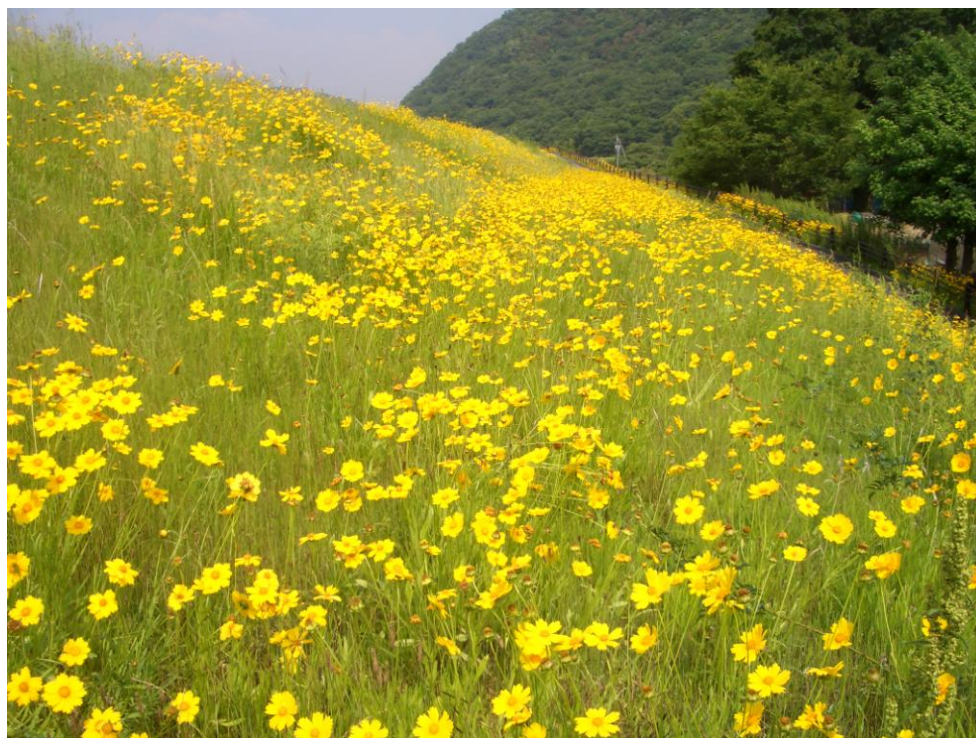
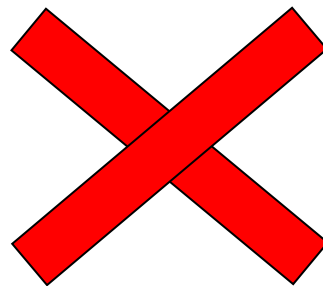


**オオキンケイギクの飼養、栽培、  
保管、運搬、販売等することは  
法律で禁止されています。**



## オオキンケイギクは「特定外来生物」です！

5～7月にかけて、鮮やかな黄色の花を咲かせるオオキンケイギクは、主に道端、河川敷などで見かけます。  
この花、実は、無許可で飼養、栽培、保管、運搬、販売等をする**と法律で罰せられる**※「特定外来生物」です。

※繁殖力が強く、在来の植物を駆逐するなど悪影響を与える恐れがあることから、特定外来生物法により、飼養、栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入、野外に放つことなどを禁止しています。これらの項目に違反してしまった場合、

- 個人の場合…懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金
- 法人の場合…1億円以下の罰金

が科せられます。

## オオキンケイギクを処理する時の注意

御家庭の花壇や畑等で生育している場合は除草等をお願いします。根っこから抜き取ることが効果的です。2～3日天日にさらして枯死させた後、ビニール袋などに密閉して燃えるゴミとして処分しましょう。

※器官や種子を生きたまま移動させることは、外来生物法で禁止されています。

その他の特定外来生物や特定外来生物法について知りたい方は、  
環境省のホームページの「外来生物法」をご覧ください。

<http://www.env.go.jp/nature/intro/>